

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	滞納に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、滞納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和7年2月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納に関する事務
②事務の概要	<p>佐伯市では、地方税法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律、国税徴収法などに基づき、税や料金を納期限までに納付しなかった住民に対して納付してもらうように督促状・催告書の送付を行う。また、納期限までに税金・料金を納付していない場合は、滞納者の実態に応じて(1)徴収緩和の方向で処理する(2)滞納処分の方向で処理するかを決定し、徴収するまでの進行状況を管理する事務を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none">①滞納者を調査し、督促・催告を送付②実態財産調査<ul style="list-style-type: none">・滞納者との折衝や調査により、滞納者の実態や所得・財産などを把握し、滞納整理の方向付け③徴収緩和<ul style="list-style-type: none">・納付が困難な滞納者は、分割納付や一定期間納付の猶予・滞納者の実情により執行停止④滞納処分<ul style="list-style-type: none">・滞納者の財産の差押え、換価により得た受入金を滞納額に充当⑤進行状況管理<ul style="list-style-type: none">・滞納額を徴収するまで滞納整理の進行状況や納付や約束などの履行状況を管理
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・Acrocity総合収納管理・THINK CreMaS・MICJET番号連携サーバ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 佐伯市市民生活部税務課
〒876-8585
大分県佐伯市中村南町1番1号
TEL:0972-22-3182

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	----------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] 十分である
判断の根拠	管理権限による情報入手制限を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	評価実施機関における担当部署	②所属長 収納課長 西川 洋一	②所属長 収納課長 佐藤 好昭	事後	
平成30年6月13日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	収納課長 佐藤 好昭	収納課長	事後	評価書の様式変更によるもの
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和4年5月31日	評価実施機関における担当部署	①部署 収納課	①部署 税務課	事後	
令和4年5月31日	評価実施機関における担当部署	②所属長 収納課長	②所属長 税務課長	事後	
令和4年5月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	佐伯市市民生活部収納課	佐伯市市民生活部税務課	事後	
令和4年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和4年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和7年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity総合収納管理 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー	・Acrocity総合収納管理 ・THINK CreMaS ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー	事後	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。
令和7年1月15日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項別表24の項	事後	番号法の改正による修正
令和7年1月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	佐伯市市民生活部税務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-4504	佐伯市市民生活部税務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3182	事後	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。
令和7年1月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和7年1月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和7年1月15日	IVリスク対策 8. 人手を介入させる作業	新設	人手を介在させる作業はない	事後	重要な変更に当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和7年1月15日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	【○】自己点検 【】内部監査 【】外部監査	【○】自己点検 【○】内部監査 【】外部監査	事後	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。
令和7年1月15日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	重要な変更に当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和7年1月15日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新設	【十分である】	事後	重要な変更に当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和7年1月15日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】(判断の根拠)	新設	管理権限による情報入手制限を行っている。	事後	重要な変更に当たらない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)